

**伊達市子ども読書活動推進計画
(第3次)**



伊達市教育委員会

目 次

第1章 第3次計画策定にあたって

- 1 子どもの読書活動の意義 3
- 2 第3次計画策定に向けて 3
 - (1) 国及び県の動向、社会情勢の変化 3
 - (2) 伊達市のこれまでの取組 4
- 3 計画の位置づけ 5
- 4 計画の対象 5
- 5 計画の期間 5

第2章 第3次計画の基本的な考え方

- 1 計画の目的 5
- 2 計画の目標 5
- 3 計画の基本方針 5
 - (1) 子どもが読書に親しむ機会の充実のために 6
 - (2) 子どもの読書環境の整備と充実のために 6
 - (3) 子どもの読書活動についての理解の促進のために 6
- 4 計画の体系図 8

第3章 子どもの読書活動推進のための方策

基本方針1 子どもが読書に親しむ機会の充実のために

- 1 学校等における子どもの読書活動の推進 9
 - (1) 保育園・幼稚園・認定こども園等における取組 9
 - (2) 小・中学校等における取組 9
- 2 家庭における子どもの読書活動の推進 9
- 3 地域における子どもの読書活動の推進 10
 - (1) 市立図書館における取組 10
 - (2) その他の施設における取組 11
 - (3) 読書活動ボランティアによる取組 11

基本方針2 子どもの読書環境の整備と充実のために

- 1 学校図書館等の整備と充実 11
 - (1) 小・中学校等における取組 11
- 2 地域における整備と充実 12
 - (1) 市立図書館における取組 12

(2) その他の施設における取組	12
3 連携・協力体制の構築	12
(1) 学校と市立図書館の連携の強化	13
(2) 推進体制の整備	13

基本方針3 子どもの読書活動についての理解の促進のために

1 学校等における取組	13
(1) 保育園・幼稚園・認定こども園等における取組	13
(2) 小・中学校等における取組	13
2 地域における取組	13
(1) 市立図書館における取組	13
(2) その他の施設における取組	14

第4章 計画の推進に向けて

1 計画の指標	15
2 計画の推進体制	16
3 計画の進行管理	16

第1章 第3次計画策定にあたって

1 子どもの読書活動の意義

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。（「子どもの読書活動の推進に関する法律」第二条より抜粋）

しかし、テレビやゲーム、インターネット等情報メディアの普及や、子どもをとり巻く生活環境の変化、幼児期からの読書習慣の未形成等により、子どもの「読書離れ」や「活字離れ」が指摘されています。

子どもは読書を通じて、読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができ、学ぶ楽しさや知る喜びを得ることができます。

また、読書を通して、人とのコミュニケーションの基礎を築き、思いやりの心を育むことにもなります。

このように、子どもの読書はその成長過程において非常に重要であり、子どもたちがいつでもどこでも読書を楽しむことのできる環境を作ることが大切です。そのためにも、学校や家庭、地域等の社会全体が連携を図って、子どもの読書活動を支えるための取組を行わなければなりません。

2 第3次計画策定に向けて

(1) 国及び県の動向、社会情勢の変化

国は、子どもの読書活動を総合的かつ計画的に推進し、子どもの健やかな成長に資することを目的とした「子どもの読書活動の推進に関する法律」を平成13年12月に制定しました。この法律に基づいて、すべての子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、読書環境整備の推進を図るため「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を平成14年8月に策定、平成25年5月には第三次計画が定められました。第三次基本計画中には、学校図書館法の改正、学習指導要領の改訂等、子どもの読書活動に関連する法制上の整備がなされました。

第三次基本計画期間における成果や課題、諸情勢の変化等を踏まえ、平成30年4月には、今後おおむね5年間にわたる施策の基本方針と具体的な方策を明らかにした第四次基本計画が策定されました。

また、文部科学省において、平成29年度から5年間を期間とする新たな「学校図書館整備等5か年計画」が策定され、学校図書館図書標準達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞配備と学校司書の配置拡充を図るため、財政措置が講じられています。

県においても同法に基づく推進計画を平成16年3月に策定、令和2年2月には第四次計画を策定しております。

また、近年の携帯電話やスマートフォン、パソコン、電子書籍等の急速な普及

は、これからの子どもの読書環境に大きな影響を与えることが考えられます。平成22年は「電子書籍元年」と呼ばれ、読書を楽しむための新しい電子端末も相次いで登場し、読書の新たな手段として普及しつつある電子書籍についても、導入する自治体が増加しています。

(2) 伊達市のこれまでの取組

伊達市においては、平成23年3月に「伊達市子ども読書活動推進計画」を策定しました。平成29年1月に、第2次計画として推進の視点をより実践的に内容を見直し、推進状況を把握するための指標として数値目標を設定し、各種取組を推進してきました。

また、平成31年4月に改定された第2期伊達市教育推進計画とも整合性を図りながら、市全体でそれぞれが役割を認識し、子どもの読書への関心を高めるため、学校の要望に応えボランティアによる読み聞かせ活動の内容の充実を図るとともに、学校司書の増員を行い市立図書館との連絡を密にするなどして学校、市立図書館及び地域が連携してきました。

①学校等における取組

小・中学校では、独自に工夫を凝らし、読書活動推進を図りました。朝の一斉読書や読み聞かせ等を実施し、子どもの読書活動の定着を図っています。

また、平成26年度から段階的に学校司書を配置し、学校図書館の環境整備と調べ学習の資料相談、司書教諭や教職員と連携し授業と関連づけた児童生徒の読書活動支援を行いました。

さらに、伊達市PTA連絡協議会では「毎週水曜日はノーゲームデー・読書デー」を掲げ、家庭での子どもの読書(家読)を勧めました。

②家庭や地域における取組

市立図書館や中央交流館図書室では児童書を充実させ、子どもたちが本を手にとりたくなるような環境整備に努めました。

読み聞かせ等の読書活動ボランティアは、学校や地域で読み聞かせ会等を開催し、子どもに本の魅力を伝えながら子どもの読書活動を推進しました。

保健センターで実施する4か月児健診時には、絵本を通じて温かな時間を共有し、親子のコミュニケーションを深める目的で「ブックスタート事業」を実施しました。親子に絵本を読み聞かせ、絵本が乳児に与える影響力等を説明しながら絵本をプレゼントすることを、おおよそ全対象者に対して行いました。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症対策のため、保健センターでの健診が行われなかったため、保原中央交流館で感染症対策を行ったうえで「ブックスタート事業」の取組となりました。

＜ 成果及び今後の方向性 ＞

子どもが読書に親しむ機会と読書環境の整備により、子どもの読書活動は一定の成果をあげました。さらに充実した読書活動推進を図るため、今後さらに学校や家庭、地域等が連携を深め、子どもの読書活動を推進していく必要があります。

3 計画の位置づけ

本計画は、「伊達市第2次総合計画（平成27年～平成34年度）」及び「第2期伊達市教育振興基本計画（平成31年度～令和4年度）」を上位計画とし、読書活動に関わる施策分野別計画として位置付けるものです。

また、「伊達市教育振興基本計画」と整合性を図りながら、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）」と「第四次福島県子ども読書活動推進計画」を基本とし、本市の子どもの読書活動を推進するための基本的な方針、具体的な取組、並びに推進体制を定め、市全体で子どもの読書活動を推進するものです。

4 計画の対象

本計画は0歳からおおむね18歳までの子どもを対象とします。

5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、本市の子ども読書活動の推進に関わる基本的方向を示します。具体的な施策については、年度ごとに検証と評価を行い、その結果に応じて見直しを行います。

第2章 第3次計画の基本的な考え方

1 計画の目的

伊達市のすべての子どもが、いつでもどこでも自主的に読書を楽しむことができる環境を積極的に整備し充実を図ることによって、子どもの豊かな心を育むとともに読書を通じてあらゆる世代とのコミュニケーションを大切にし、生涯にわたり生きる力を養うことを目的とします。（～第1次計画 目的～）

2 計画の目標

伊達市のすべての子どもが、たくさんの本に出会い、自ら進んで読書に親しむ

ことを目標とします。（～第2次計画 目標～）

3 計画の基本方針

子どもの「読書離れ」が指摘される中で、そこに至るまでの読書習慣の形成が不十分という課題があります。この現状の改善には子どもの発達段階に応じて、乳幼児期から切れ目なく読書に親しみ楽しむ活動を推進していくことが大切です。

子どもに読書の楽しさを実感させ、生涯にわたる望ましい読書習慣を形成させるためには、子どもの教育に携わる学校等を中心に家庭や地域、市立図書館等がそれぞれの役割や責任を明確にし、社会全体で取組を進めていくことが重要です。

そこで、次の3点を基本方針とし、推進体制を整備し、具体的な取組を明らかにしていくこととします。

(1) 子どもが読書に親しむ機会の充実のために

子どもの読書活動は乳児の時から始まります。乳児に絵本を広げて見せると、その絵を見つめ、読み聞かせをすると、微笑み、声を発し喜びます。絵本を見ながら、物の名前や言葉を覚えていきます。子どもに絵本の読み聞かせをすることは、ほとんどの家庭で行っています。

しかし、周囲の人から絵本を読んでもらっていた子どもが、自主的に読書を楽しむようになるためには、子どもの発達段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、読書の幅を広げ、読書に親しむ機会を充実させることが大切です。

このため、乳幼児期から親子での読み聞かせで本に親しむ等、家庭を原点として、学校や家庭・地域等において、それぞれの発達段階に応じて読書活動の推進に向けた切れ目のない取組を目指します。

(2) 子どもの読書環境の整備と充実のために

地域全体で子どもの読書活動を推進していくためには、子どもの目的や意欲に応じ、読みたい本や知りたい情報を提供するための読書環境の整備と充実が大切です。

このため、学校図書館や市立図書館では、その機能の充実を目指します。

また、取組の充実を図るため、学校、家庭、地域等における連携・協力及び、子どもの読書活動に係わる読書活動ボランティア等、子どもたちを取り巻くすべての大人たちが連携・協力する仕組の構築を目指します。

さらに、令和2年度末に運用を開始した電子図書館には、乳幼児、児童、生徒を対象とした書籍を多く取り揃え、より多くの読書の機会を提供します。市のホームページにおいても、より目にしやすい工夫をするなど広報活動に努め

ます。

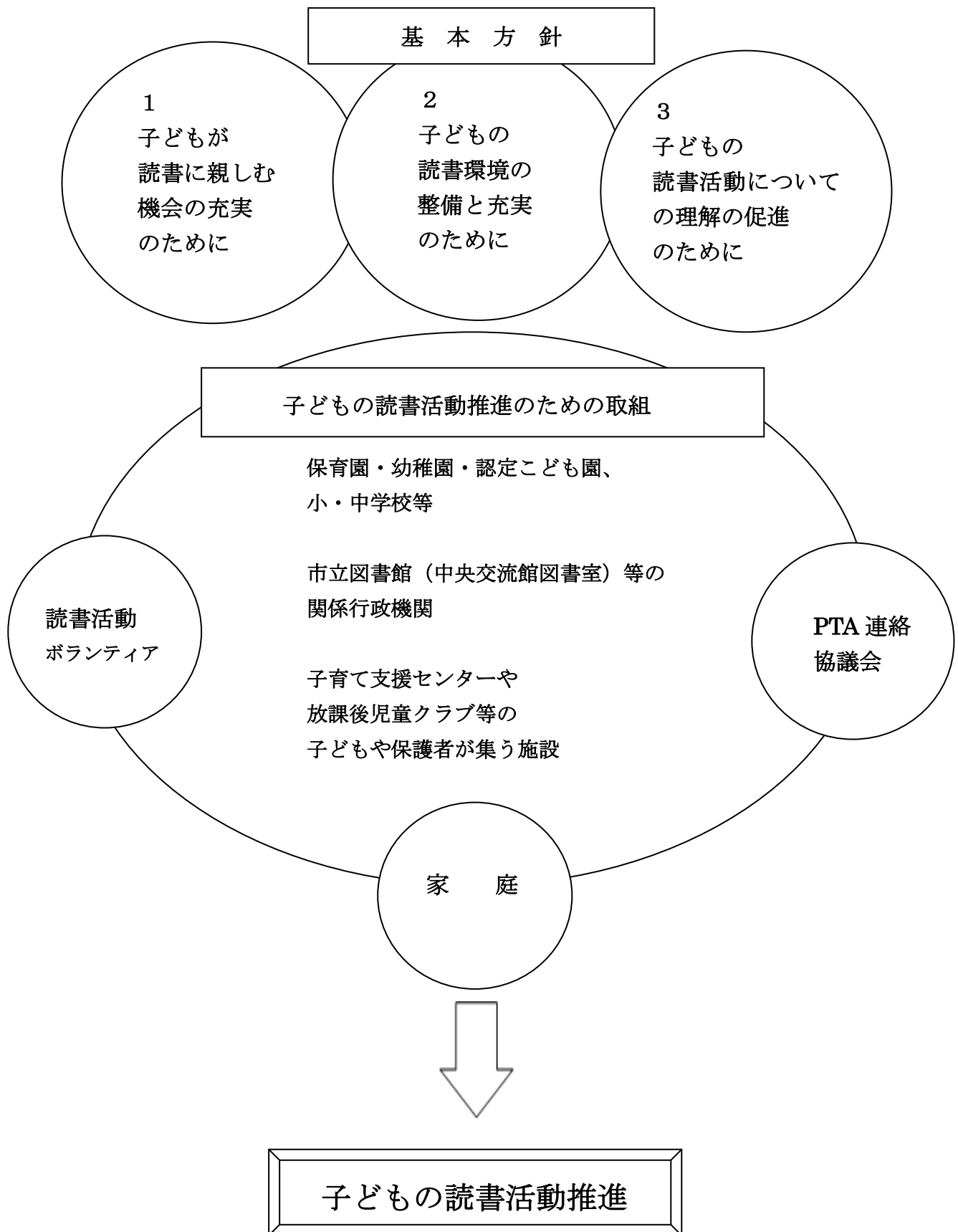
(3) 子どもの読書活動についての理解の促進のために

よい本との出会いにより、子どもは多くのことを学び、豊かな人間性を育んでいきます。子どものよい本との出会いは、多くの場合、周囲の大人からの働きかけによって始まります。子どもは、大人から民話や昔話等を聞いたり、読書する大人の姿を見たりすることで読書意欲を高めていきます。子どもが自主的な読書習慣を身につけていくためには、身近な大人が読書に理解と関心を持つことが重要です。

子どもの読書活動の意義や重要性について、理解が深まるよう様々な機会を通じて実践事例や各種イベント開催等の情報提供、啓発活動の充実を目指します。

4 計画の体系図

伊達市子ども読書活動推進計画



第3章 子どもの読書活動推進のための方策

基本方針1 子どもが読書に親しむ機会の充実のために

1 学校等における子どもの読書活動の推進

(1) 保育園・幼稚園・認定こども園等における取組

保育園や幼稚園、認定こども園等においては、教職員等による読み聞かせを積極的に取り入れます。子どもたちが絵本に関心をよせ、自ら手に取って読書を楽しむように工夫を凝らした絵本コーナーづくりに努めます。

< 具体的な取組 >

- ・読み聞かせ等の実施
- ・絵本数の充実、絵本コーナーのさらなる充実
- ・市立図書館の団体貸出しの積極的な利用
- ・家庭への絵本の貸出し実施

(2) 小・中学校等における取組

小・中学校等における読書活動は、子どもたちが読書の喜び、楽しさを知るとともに、確かな学力、人間性や社会性を身につけるための重要な活動です。子どもの発達段階に応じ、読書に親しむ態度を育成し、望ましい読書習慣を形成することができるよう取り組みます。

特に、学校図書館の「読書センター」「学習・情報センター」の機能を充実させ、子どもたちにとって魅力ある図書館となるよう努めます。市立図書館の団体貸出しを積極的に利用し、司書教諭、教職員と学校司書が情報を共有し、子どもたちの読書活動を推進していきます。

< 具体的な取組 >

- ・子どもたちが利用しやすい魅力的な学校図書館づくり
- ・児童図書の実、市立図書館の団体貸出しの積極的な利用
- ・授業と関連した読書指導
- ・読書活動ボランティアによる読み聞かせ
- ・「ノーゲームデー・読書デー」の推奨等による読書習慣の形成
- ・電子図書利用の推進

2 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもの読書習慣は、乳幼児期に家庭生活のなかで絵本を読み聞かせることから始まります。

親子がふれあい、言葉をかけることにより信頼関係を育みながら、子どもは言葉を理解し基礎を身につけていきます。乳幼児期に絵本を読み聞かせることがき

っかけとなり、のちの読書習慣を育てていくこととなります。読書が重要な役割を果たすということを保護者が理解することが一番重要なことです。

また、読み聞かせ会への参加や、子どもに読み聞かせるための本選びに市立図書館や中央交流館図書室等の利用を促します。

< 具体的な取組 >

- ・ブックスタート事業による読み聞かせの重要性の周知
- ・読み聞かせの時間をつくってもらうための啓発
- ・「家読（うちどく）」を推進し、読書の習慣づくりを推奨
- ・読書行事等への親子参加を促す案内
- ・身近な図書館（室）利用の推進
- ・電子図書館利用の案内

3 地域における子どもの読書活動の推進

(1) 市立図書館における取組

市立図書館は、利用者が読書を楽しむだけでなく、さまざまな情報を得ることや読書活動に取り組む場所であることから、生涯学習の中核的施設であるといえます。子どもが読みたい本を自由に選び、読書できる環境を作るとともに、読書活動のきっかけとなる機会を提供していくことが必要です。

そのため、児童書の充実を図り、子どもの読書活動の推進に関わる展示や講座などの事業を展開することが望まれます。

また、家庭や地域、学校や子どもに関わる施設や読書活動ボランティアと絶えず連携しながら、子どもの読書活動の推進を図ります。

さらに電子図書館の利用を推進し、多様な読書活動の場として提供します。

< 具体的な取組 >

- ・子どもが本に親しむ事業の開催
(おはなし会や子ども映画会、ワークショップ、しおりのプレゼント等)
- ・保護者に対する情報提供や啓発
- ・ブックスタート事業による読み聞かせの重要性の周知
- ・学校等関係機関との連携強化
(職場体験や見学等の受入れ、学校司書との情報共有・学校図書館支援)
- ・子ども読書活動推進に取り組んでいる団体や読書活動ボランティアの支援
(ボランティア研修会等の開催)
- ・支援を必要とする子どもへの読み聞かせ等の実施
- ・全市的図書ネットワークシステムの充実
- ・電子図書館利用の推進及び子ども向けライブラリーの作成

(2) その他の施設における取組

子育て支援センターや放課後児童クラブ等の子どもや保護者が多く集う施設においては、各施設の特性を活かし読み聞かせ会等を開催し、子どもが読書活動に参加できる機会の充実に努めます。

< 具体的な取組 >

- ・読み聞かせ会等の開催
- ・絵本コーナーの充実
- ・市立図書館の団体貸出しの利用

(3) 読書活動ボランティアによる取組

子どもの読書活動を推進するには、地域での読み聞かせ等の読書活動ボランティアの働きかけが重要です。読書活動ボランティアは、それぞれの学校や地域の特性にあわせて読み聞かせ会等を開催します。

< 具体的な取組 >

- ・小学校や中学校での読み聞かせ等の実施
- ・図書館や子どもが集う施設での読み聞かせ会や行事の開催

基本方針2 子どもの読書環境の整備と充実のために

1 学校図書館等の整備と充実

(1) 小・中学校等における取組

学校図書館においては、子どもたちが読書の楽しさを知るとともに、学習に役立つ豊富な資料のある図書館、求めに応じた情報が得やすい図書館等、魅力的な図書館づくりが重要です。そのために、子どもたちが必要に応じて存分に読書に親しめる環境の整備と調べ学習の情報収集ができる環境の充実に努めます。

< 具体的な取組 >

- ・子どもたちが利用しやすく魅力的な学校図書館づくり
- ・児童図書 of 充実、市立図書館の団体貸出しの積極的な利用
- ・継続的なデータベース化による資料の管理、検索システムによるスムーズな貸出し
- ・学校司書、保護者、地域ボランティアとの連携による読み聞かせや読書環境整備
- ・標準数を超えた蔵書数を目指した学校図書館づくり

2 地域における整備と充実

(1) 市立図書館における取組

本を手にする習慣は、本が身近にある環境によりつくられるため、地域における読書環境の整備が必要です。図書館(室)はさまざまな本と出会える場であり、読書の楽しさや学ぶ喜びを知ることができる場所です。そのためにも、子どもたち一人ひとりの要望に応えられるように、幅広い図書資料の収集や見やすく探しやすい書架づくり、親しみやすい雰囲気づくりなどの環境整備に努めます。

< 具体的な取組 >

- ・ 図書資料の充実 (調べ学習用・ヤングアダルト向け図書資料の整備)

※ヤングアダルト：主に10代の児童と成人の中間に位置する世代

- ・ 郷土資料の充実
- ・ 市立図書館内及び中央交流館図書室の展示コーナーの充実
- ・ 学校等関係機関との連携強化

(職場体験、見学等の受入れ、子どもたち自身からのおすすめの本の紹介、学校司書との情報共有や学校図書館支援)

- ・ 子ども読書活動推進に取り組んでいる団体や読書活動ボランティアの支援
- ・ 全市的図書ネットワークシステムの充実

(2) その他の施設における取組

子育て支援センターや放課後児童クラブ等の子どもや保護者が多く集う施設では、絵本や児童書を充実させ、親子が本に関心をもつよう工夫した展示をします。

また、中学校を卒業した子どもたちが利用する公共施設等には、本が身近にある生活環境になるよう図書資料を整備します。

< 具体的な取組 >

- ・ 図書に関する資料の展示
- ・ 市立図書館の団体貸出しの利用
- ・ 本に関心をもつような展示や図書の配置

3 連携・協力体制の構築

(1) 学校と市立図書館の連携の強化

市立小・中学校への学校司書の配置により、学校と市立図書館の連携を強化し、子どもの読書活動や学習指導、情報活用の機能充実に努めます。

中学校を卒業した子どもの読書活動推進を図るため、高等学校等との連携を深め相互協力できるよう努めます。

< 具体的な取組 >

- ・ 市学校司書等活用連絡会や司書情報共有会議等の開催

- ・高等学校等との情報共有

(2) 推進体制の整備

子どもの読書活動を推進するため、子どもの読書活動に関わるすべての施設、読書活動ボランティア等の団体、行政が情報を共有し連携できる体制を整え、市民協働による子どもの読書活動推進を図ります。

< 具体的な取組 >

- ・情報の共有
- ・連絡会議等の開催

基本方針3 子どもの読書活動についての理解の促進のために

1 学校等における取組

(1) 保育園・幼稚園・認定こども園等における取組

保育園や幼稚園、認定こども園等では、参観日や保護者会等で機会をとらえて、保護者等に対して読書の重要性や必要性を伝えるとともに、読書に関する各種情報を提供します。

< 具体的な取組 >

- ・保護者への読書活動に関する情報発信、啓発（よい絵本の紹介等）

(2) 小・中学校等における取組

小・中学校等は、児童・生徒や保護者に対して、少年期、思春期、青年期等それぞれの発達段階における読書の重要性や必要性を伝えるとともに、読書活動を促すための適切な情報提供を行います。

< 具体的な取組 >

- ・読書活動に関する読書に親しむための各種情報の提供
- ・読書に関心を高めるための読書感想文や感想画等の参加啓発
- ・読書に関心を高めるための学校図書館便りの発行
- ・PTA連絡協議会との連携による保護者への「ノーゲームデー・読書デー」などの情報発信や啓発

2 地域における取組

(1) 市立図書館における取組

子どもの読書習慣は、乳幼児期に家庭生活中で絵本を読み聞かせることから身に

つきます。親子がふれあい、言葉をかけることにより信頼関係を育みながら、言葉を理解し基礎を身につけていきます。乳幼児期に絵本の読み聞かせがきっかけとなり、のちの読書習慣を育てていくこととなります。読書が重要な役割を果たすという認識を保護者が理解することが一番重要です。

市立図書館ではブックスタート事業等を通して、保護者に対して読書の大切さと必要性を伝え、読み聞かせ会への参加や市立図書館、中央交流館図書室の利用を促します。

また、子どもの読書活動を支える重要な役割を担うため、学校等関係機関と情報を共有し、読書活動推進に関する情報の収集や提供、啓発活動に努めます。

だて文庫は、広く市民の協力を得て本の寄贈を受けるとともに各施設等への設置を行っています。子どもの集まる施設への設置の拡充を図ります。

< 具体的な取組 >

- ・ブックスタート事業等による保護者への啓発
- ・学校等関係機関との連携強化
（「ノーゲームデー・読書デー」の館内表示等）
- ・読書に関する各種情報の収集及び提供
- ・市ホームページや広報等による情報の提供
（読み聞かせ会開催のお知らせ、新刊情報等の提供）
- ・子どもが本や図書館に興味を持つための企画
- ・だて文庫へ子ども向けの本を寄贈いただくとともに、子どもの集まる施設への設置の協力依頼

（２）その他の施設における取組

子育て支援センターや放課後児童クラブ等の子どもや保護者が多く集う施設においては、読み聞かせ会等の行事の開催や施設内での図書の設置等、様々な機会でも子どもの読書活動に関する情報の提供に努めます。

< 具体的な取組 >

- ・読書活動ボランティアによる読み聞かせや行事等の開催
（定期的なおはなし会や民話、昔話の読み聞かせ会等の開催）
- ・保護者への読書活動に関する情報発信、啓発（よい絵本の紹介等）

第4章 計画の推進に向けて

1 計画の指標

本計画の推進に当たり、子どもの読書活動が効果的に推進されているかを測る目安として次の指標を設定し、目標値を下表のとおりとします。

- (1) 市立図書館における児童書の貸出し冊数
- (2) 学校図書館における児童生徒一人当たりの年間貸出し冊数
- (3) 本を1か月（毎年11月に設定）に1冊以上読んだ児童生徒の割合
- (4) 児童生徒の1か月（毎年11月に設定）の平均読書冊数
- (5) 公共図書館の団体貸出し制度を活用している校数
- (6) 学校図書館に新聞を設置している校数

	指標	現状値（R元年度末）	目標値（R7年度） （電子書籍を含む）
(1)	市立図書館における児童書の貸出し冊数	市立図書館 66,858冊	市立図書館 70,000冊
(2)	学校図書館における児童生徒一人当たりの年間貸出し冊数	小学校 49.3冊 中学校 5.6冊	小学校 60冊 中学校 12冊
(3)	本を1か月（毎年11月に設定）に1冊以上読んだ児童生徒の割合	小学校 98.9% 中学校 76.9%	小学校 100% 中学校 100%
(4)	児童生徒の1か月（毎年11月に設定）の平均読書冊数	小学校 10.8冊 中学校 2.1冊	小学校 12冊 中学校 3冊
(5)	公共図書館の団体貸出し制度を活用している校数	小学校 11/15校 中学校 2/6校	全校で活用
(6)	学校図書館に新聞を設置している校数	小学校 2/15校 中学校 5/6校	小学校 6/13校 中学校 6/6校

※（3）及び（4）の現状値は令和元年11月の1か月間の値

2 計画の推進体制

学校や市立図書館等が中心となり、関係機関や団体との連携を深め、学校、家庭、地域が一体となった取組を積極的に実践し、より一層の子ども読書活動の振興を図ります。市民のニーズや子どもの読書活動の振興施策状況を把握しながら計画を推進するとともに、関連する計画との整合性を図り、子ども読書活動推進計画に掲げた基本方針の具体的な事業方策を推進していきます。

3 計画の進行管理

本計画を着実に推進するために、各具体的な取組の進行管理を行い、事業推進に役立てていく必要があります。進行管理は市立図書館があたり、指標の達成度や取組状況を確認し、年度ごとに管理します。

**伊達市子ども読書活動推進計画
(第3次)**

令和3年 4月

伊達市教育委員会

事務局 伊達市立図書館
〒960-0502
伊達市箱崎字川端7番地
TEL (024) 551-2132
FAX (024) 551-2137